

審議事項

審議事項 1

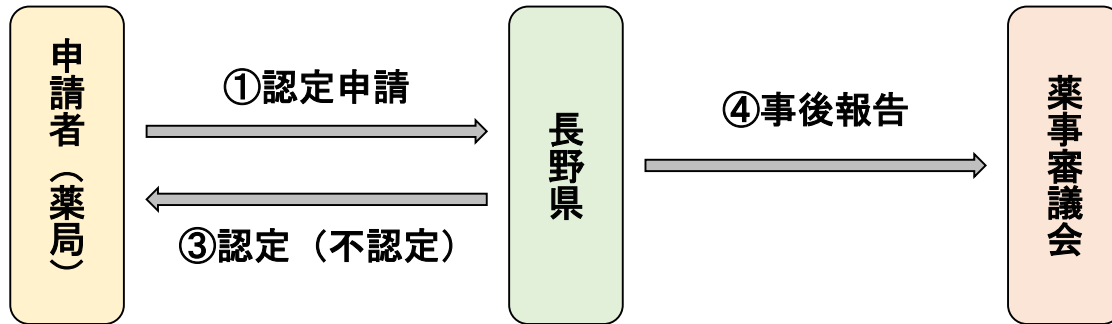
長野県地方薬事審議会における
認定薬局に係る調査審議方法

審議事項 1

長野県地方薬事審議会における認定薬局に係る調査審議方法

＜案 1＞長野県が認定した認定薬局の状況について、審議会に事後報告する形式とする。

②審査・処分決定

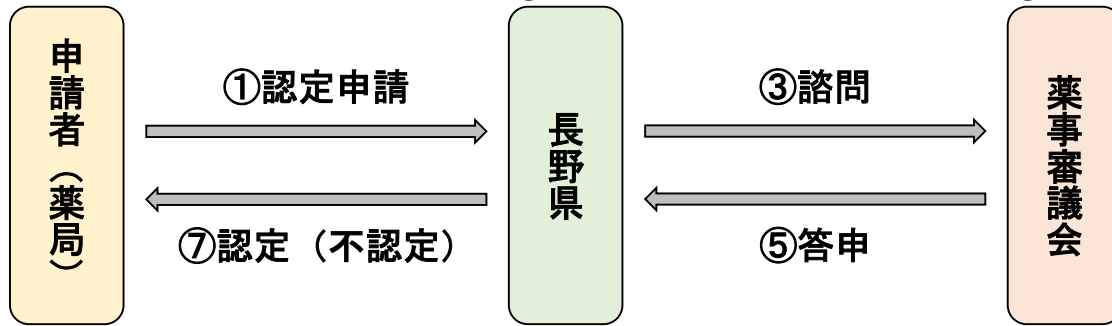


※厚生労働省資料抜粋
認定にあたっては、地方薬事審議会等の審議（事後報告）を想定。
その場合、委員への書面送付による確認等事務負担の少ない手続を基本とする。

＜案 2＞すべての認定申請について、審議会に諮問する。

②審査

④審議



頻繁に審議会を開催する必要があるとともに、認定申請から認定（不認定）までに数か月を要することとなり、認定までの期間が長くなってしまう。

⑥処分決定

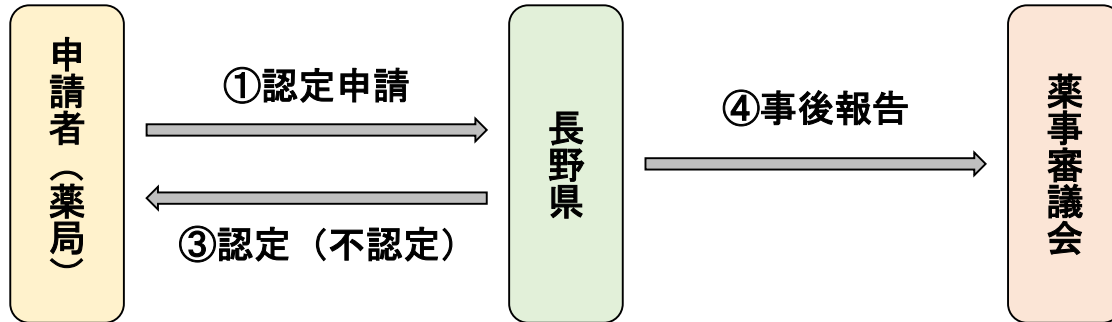
審議事項 1

長野県地方薬事審議会における認定薬局に係る調査審議方法

<長野県（案）>

長野県が認定した認定薬局の状況について、審議会に事後報告する形式とする。

②審査・処分決定



※厚生労働省資料抜粋

認定にあたっては、地方薬事審議会等の審議（事後報告）を想定。

その場合、委員への書面送付による確認等事務負担の少ない手続を基本とする。

【長野県及び長野県地方薬事審議会の役割】

- 長野県は、認定薬局の認定基準に基づき認定する。（上図：①～③）
- 長野県は、認定薬局の認定状況について審議会に報告する。（上図：④）
 - ・ 認定薬局の件数
 - ・ 認定に至らなかった事例、相談事例 等
- 審議会は、認定薬局の認定状況を把握し、地域における認定薬局と医療機関等との連携や今後の地域における医薬品提供体制の方針などについて調査審議する。

審議事項 2

地域連携薬局の認定基準の一部
(居宅等における調剤等の実績)
の取扱い

審議事項 2

地域連携薬局の認定基準の一部（居宅等における調剤等の実績）の取扱い

「医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第4項第1号ただし書き」の取扱い

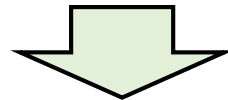
地域連携薬局の認定基準（居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績）

● 医薬品医療機器等法施行規則第10条の2第4項第1号

居宅等（薬剤師法第二十二条に規定する居宅等をいう。以下同じ。）における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去一年間において月平均二回以上実施した実績があること。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあっては、月平均二回未満であって当該都道府県知事が定める回数以上実施した実績があることをもってこれに代えることができる。

● 令和3年1月29日薬生発0129第6号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知

本規定のただし書きは、地域の特段の事情により、例えば居宅等で訪問診療を受けている利用者が限られている場合など、当該地域において本規定を満たすことが困難であり、地域連携薬局の認定が進まないと都道府県知事が判断する場合に限り、都道府県知事が対象となる地域及び基準となる回数を規定するものであり、居宅等における調剤及び指導を実施していることは担保しつつ、実施すべき回数は配慮することを想定しているものであること。



<長野県（案）>

現時点では、ただし書きによる実施回数は定めず、施行規則本文の規定のとおり、月平均2回以上の実績を要件とする。

審議事項 2

地域連携薬局の認定基準の一部（居宅等における調剤等の実績）の取扱い

居宅等における調剤等の実績が過去 1 年間で月平均 2 回以上の薬局数（R2. 4-R3. 3）
（長野県薬剤師会調べ）

保健所	薬剤師会員保険薬局数（A）	実績薬局数（B）	実績薬局割合（B/A）
佐久	108	64	59.3%
上田	86	48	55.8%
諏訪	82	27	32.9%
伊那	69	35	50.7%
飯田	64	33	51.6%
木曾	9	3	33.3%
松本	75	27	36.0%
大町	25	16	64.0%
長野	73	39	53.4%
北信	43	25	58.1%
長野市	180	85	47.2%
松本市	114	53	46.5%
合計	928	455	49.0%

＜参考＞長野県内の公立中学校数（R2. 5. 1現在）：186校（長野県教育委員会調べ）